

経営事項審査の再審査における受付事務の取扱いについて

「経営事項審査の事務取扱について（平成２０年１月３１日付け国総建第２６９号）」の改正により、建設業法第２７条の２３の規定による経営事項審査の審査基準が改正され、令和４年８月１５日より一部施行されています。

１ 審査基準改正の概要

令和４年８月１５日より監理技術者の経営事項審査上加点可能な期間の変更

改正前：監理技術者講習の受講日から５年間

改正後：監理技術者講習の受講日の翌年の開始日から５年間

２ 審査基準の改正に伴う経営事項審査の再審査申立ての受付

当該改正に伴い、改正前の基準で経営事項審査の結果通知を受けている者は、建設業法施行規則第２０条第２項の規定により、再審査を受けることができます。

当該再審査の申立て受付事務については、次のとおり取り扱うこととします。

（１）再審査申立ての受付期間

令和４年８月１５日から同年１２月１２日まで

※ 建設業法施行規則第２０条第２項の規定により当該改正の日から１２０日以内

（２）再審査申立ての受付場所及び申立ての方法

受付場所は、申立者の主たる営業所の所在地を管轄する地域振興局総務企画部総務経理課とし、申立ての方法は書類の持参又は郵送とします。

（３）再審査申立てに必要な書類

申立者は、受付時に次の書類を提出してください。

ア 建設業法施行規則別記様式第２５号の１４による経営規模等評価再審査申立書、別紙二

イ 改正前の基準による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ウ １により新たに評価の対象となる者の監理技術者証（写）、監理技術者証講習修了証（写）

(4) 再審査に係る手数料
無料

(5) その他留意事項

ア 当該再審査は、改正前の基準による経営事項審査を受けた者で、改正後の基準による経営規模等評価結果及び総合評定値を希望する者が申立てをすることができるものです。

イ 再審査において改めて申請できる事項については、監理技術者講習の有効期間についてのみです。

提出済みの申請書（審査で補正されている時は補正後のもの）に記載のない技術職員は再審査の対象となりません。